

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアプランセンターきらり

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0586-52-6693 (月～金曜日8:45～17:30)

担当の介護支援専門員が決まり次第、氏名・連絡先をお知らせ致します。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターきらり
所在地	愛知県一宮市木曾川町外割田字東郷中86-3 グランドールYK403
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (2372206439)
サービスを提供する実施地域	一宮市 笠松町 羽島市 岐南町

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 2名以上

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時30分まで

※土日祝日、12月29日～翌年1月3日は休業

24時間の連携体制を確保し、必要に応じ、利用者の相談に対応できる体制を確保します。急を要する場合は、各担当介護支援専門員の携帯にご連絡ください。

(4) 事業計画および財務内容について

事業計画および財務内容については、利用者およびその家族のみならず、全ての方がその閲覧を求めることができます。

3. 居宅介護支援内容

(1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後において介護サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問等の方法による支援を行います。

(2) 介護サービス計画の作成

自宅にて日常生活を営むために必要なサービスをご利用いただけるよう、心身の状況等に応じて、利用するサービスの種類および内容、相当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。 《別表Iを参照》

(3) 事業所間の連絡調整

計画に沿ったサービス提供が確保されるよう、事業者との連絡調整を行います。

(4) 相談業務

電話、訪問、来所等を通じて利用者からの相談に適切に対応します。

(5) 申請代行

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

(6) 給付業務

国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

(7) 居宅介護支援に係る事業所の業務について

ケアマネジメントの公正中立の確保を図るため、前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与、の各サービス利用割合と、各サービスの同一事業所によって提供された割合を求めに応じ、説明することが可能です。

(8) サービス利用に当たっての留意事項

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援費（介護報酬1単位当たり10.42円 地域区分 6級地）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口にて提出していただきますと、全額払戻しを受けることができます。

基本料金		
要介護1・2		1,399 単位/月
要介護3・4・5		1,721 単位/月
加算		
初回加算	新規利用者様または要介護状態が2段階以上変更となった場合、若しくは2か月以上利用を停止し利用再開した場合	300 単位/月
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院または診療所に入院した当日に職員に対して利用者の必要な情報を提供している	250 単位/月
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院または診療所に入院してから翌日から翌々日に職員に対して利用者の必要な情報を提供している	200 単位/月
通院時情報連携加算	医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等の情	50 単位/月

	報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合	
ターミナルマネジメント加算	死亡日及び死亡前1日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	400 単位
退院・退所加算	入院・入所期間を経た後の退院・退所にあたって、病院等と連携を行った場合（入院期間中3回まで算定可能）	
	カンファレンス参加	なし あり
	連携1回	450 単位 600 単位
	連携2回	600 単位 750 単位
	連携3回	900 単位
	退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じて福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する	
緊急時当居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、その職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じた居宅サービス等の利用調整を行った場合（1か月2回を限度とする）	200 単位/月

(2) 看取り期におけるサービス利用前の相談、調整等に係る評価について

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが認められ、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 契約の終了

(1) 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

契約者は、以下の各号の事由に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定または要支援認定により契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所が閉業した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 本契約が解約または解除された場合

(2) 契約者からの中途解約

- ① 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合において、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。
- ② 契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合には、本契約を即時に解約することができます。

(3) 契約者からの契約解除

契約者は、次の各号の一に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは介護支援専門員が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が、故意または過失により、契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(4) 事業者からの契約解除

事業者は、次の各号の一に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、居宅介護支援の実施に際し、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ② 契約者が、故意または重大な過失により、事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

6. 秘密保持と個人情報の使用

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後においても同様です。

(2) 居宅サービス計画に沿った円滑なサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議での連絡調整や、医療関係者等への情報共有に必要な個人情報について、当事業所が知り得る必要最小限の範囲内で使用します。個人情報については、関係者以外の物に漏洩することのないよう、細心の注意を払い、また、使用する場合は事前に同意を得る事とします。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話 0586-52-6693 (月～金曜日 8:45～17:30)

(2) 当事業所の相談・苦情の対応手順

- ① 上記の相談・苦情窓口にて相談・苦情内容の受付を行います。
- ② 事業所管理者が受付内容に関する調査を行います。
- ③ 調査結果を基に、改善すべき事項を検討します。
- ④ 検討結果を基に、事業所全体にてサービス実施方法の改善を行います。
- ⑤ 調査結果及びサービス実施方法の改善状況は利用者及びそのご家族へ報告します。

(3) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

一宮市 介護保険課	0586-85-7017 (直通)
平日 8:30~17:15	
愛知県国保連合会 介護保険課	052-971-4165 (直通)
平日 9:00~17:00	
笠松町 福祉健康課	058-388-7171 (直通)
平日 8:30~17:15	
羽島市 高齢福祉課	058-392-9932 (直通)
平日 8:30~17:15	
岐南町 保険年金課	058-247-1341 (代表)
平日 8:30~17:15	

8. 事故発生時、緊急時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対して指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- (3) 事業者は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を作成します。

9. 虐待の防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、虐待と疑わしき事例に関しては、包括支援センター及び行政等と連携を図り、適切な対処を行います。
- (3) 虐待の防止に関する担当者及び委員会を設置します。

10. 感染症・災害時の対策に関する事項

- (1) 感染症の発生及び蔓延等に関する以下の取り組みの徹底を図ります。
委員会の開催、指針の整備、研修の実施
- (2) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。

1 1. その他運営についての留意事項

事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、研修期間が実施する研修は事業所内の研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備します。また、研修記録を作成し、研修期間等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとします。

1 2. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社煌星
設 立	2021年8月12日
所在地・代表者	愛知県一宮市栄1丁目6番8号タツミヤビル2A 代表取締役 西村 秀春
事 業 内 容	居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業 福祉用具販売貸与事業

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の

特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを設定することのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、付属別紙1に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料

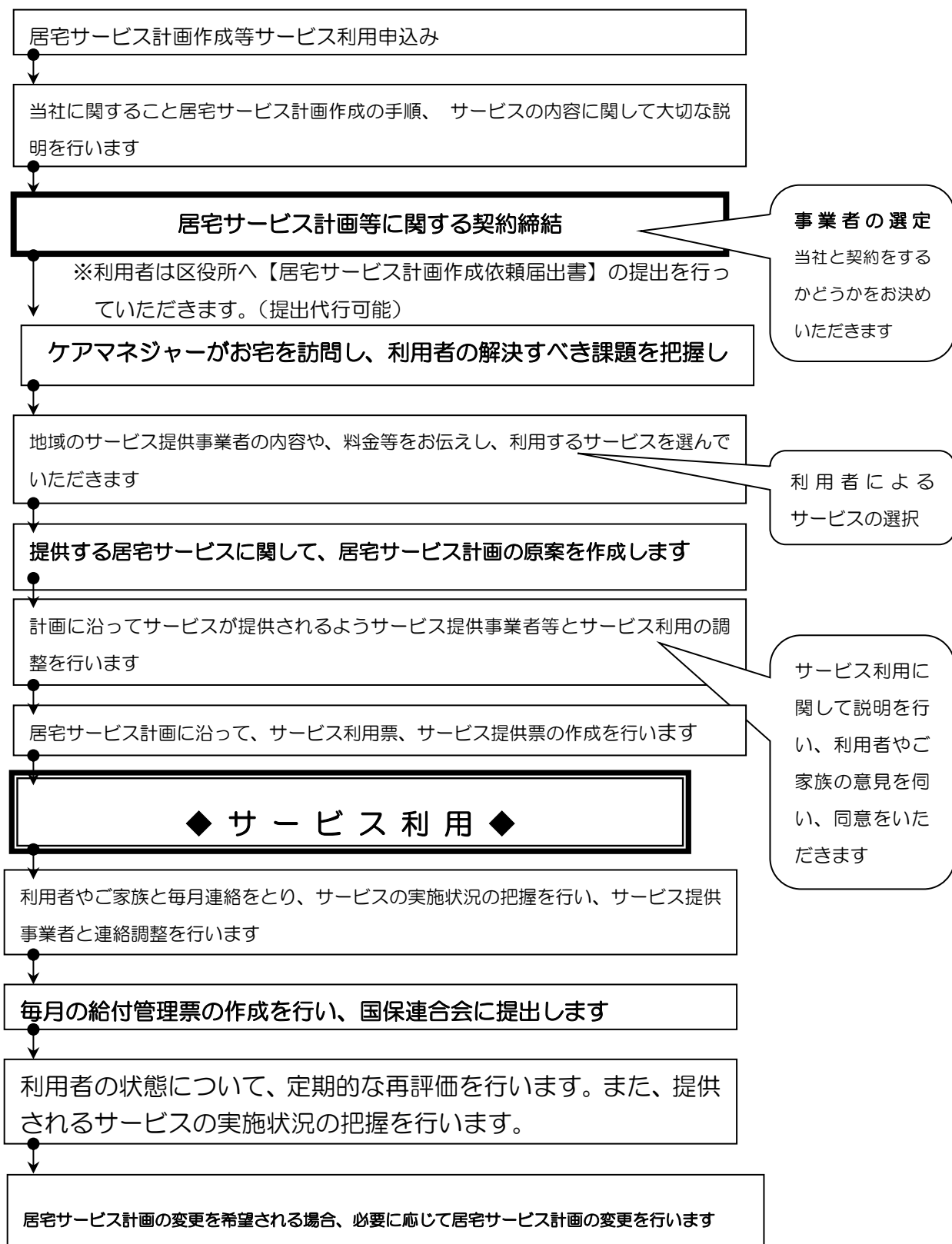
要介護認定等の結果、自立（非該当）または要支援となった場合、利用料はいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

サービス提供の標準的な流れ



事業所は、居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対し重要事項について説明しました。

事業所 ケアプランセンターきらり
事業所番号 2372206439
住所 愛知県一宮市木曾川町外割田字東郷中86-2
グランドールYK403

利用者は、事業所による上記重要事項の説明の内容につき、同意します。

同意日 令和 年 月 日

利用者
住所

氏名

代筆者
住所

氏名(続柄).....

